

〔農林漁業者向け〕みどりの食料システム法に基づく事業活動及び支援制度①

令和5年3月
宮城県農政部

〈環境負荷低減事業活動の内容と支援措置〉

- ◇みどり法に基づき「環境負荷低減事業活動実施計画」の認定を受けることで、各種支援制度を受けることができます。
- ◇「環境負荷低減事業活動実施計画」の認定は、基本計画を作成した市町村内での活動が対象です。（対象：県内35市町村）

環境負荷低減事業活動の内容		支援措置					予算 優先採 択等の メリッ ト措置
		税制	融資				
		みどり投資促進税制（法人税・所得税） 機械・設備等の導入当初の税負担の軽減（特別償却）	農業改良資金融通法の特例 無利子の資金の償還期間延長（10年→12年）など	林業・木材産業改善資金助成法の特例 無利子の資金の償還期間延長（10年→12年）など	沿岸漁業改善資金助成法の特例 無利子の資金の償還期間延長（10年→12年）など	家畜排せつ物法の特例 日本公庫による長期低利資金の貸付適用	
(1) 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用削減の取組を一体的に行う事業活動 (例：高能率水田用除草機による省力的な有機栽培の取組)		○	○			○	○
(2) 温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動 (例：施設園芸用ヒートポンプ使用による燃油使用量低減)			○	○	○	○	
(3) その他の事業活動	水耕栽培における化学肥料・化学農薬の使用削減	○	○				
	環境中への窒素・リン等の流出を抑制する飼料の投与等		○		○	○	
	バイオ炭の農地への施用		○				
	プラスチック資材の排出又は流出の抑制		○		○		
化学肥料・化学農薬の使用削減＋地域における生物多様性の保全に資する技術等を用いた事業活動		○	○				

〔農林漁業者向け〕みどりの食料システム法に基づく事業活動及び支援制度②

令和5年3月
宮城県農政部

〈特定環境負荷低減事業活動の内容と支援措置〉

- ◇みどり法に基づき「特定環境負荷低減事業活動実施計画」の認定を受けることで、各種支援制度を受けることができます。
- ◇「特定環境負荷低減事業活動実施計画」の認定は、基本計画を作成した市町村の特定区域内に限られます。（対象：県内3町）

特定環境負荷低減事業活動の内容

<要件>

- ・二名又は二戸以上の共同を基本とし、一の個人又は法人が、地域の実態に照らして相当規模で取り組む場合も認定できること
- ・生産方法又は流通・販売方法の共通化を図ること
- ・地方自治体と連携して、地域における環境負荷低減事業活動の拡大に努めること

<以下の活動類型のいずれかに該当すること>

- (1) 有機農業による生産活動
(例) 有機農業の団地化
- (2) 廃熱その他の地域資源の活用により温室効果ガスの排出量の削減に資する農林漁業の生産活動
(例) 工場の廃熱・廃CO2を活用した園芸団地の形成
- (3) 環境負荷の低減に資する先端的な技術を活用して行う農林漁業の生産活動
(例) 地域ぐるみでのスマート技術のシェアリング



特定環境負荷低減事業活動の類型 (以下(1)～(3)のいずれかに該当すること)	支援措置					優先採択等の メリット措置
	税制	融資			家畜排せつ物 法の特例	
	みどり投資促進税制(法人税・所得税)	農業改良資金融通法の特例	林業・木材産業改善資金助成法の特例	沿岸漁業改善資金助成法の特例		
	機械・設備等の導入当初の税負担の軽減(特別償却)	無利子の資金の償還期間延長(10年→12年)など	無利子の資金の償還期間延長(10年→12年)など	無利子の資金の償還期間延長(10年→12年)など	日本公庫による長期低利資金の貸付適用	
(1) 有機農業による生産活動	○	○			○	
(2) 廃熱その他の地域資源の活用により温室効果ガスの排出量の削減に資する農林漁業の生産活動		○	○	○	○	○
(3) 環境負荷の低減に資する先端的な技術を活用して行う農林漁業の生産活動	○	○	○	○	○	
上記共通	上記の支援制度に加えて、以下の手順のワンストップ化 ○補助金等適正化法の特例 補助金等交付財産の処分(目的外使用等)の制限に係る承認手順のワンストップ化 ○農地法の特例 農地転用許可の手順のワンストップ化 ○酪肉振興法の特例 草地の形質変更の届出のワンストップ化					